

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会備品貸出事業要綱

(目 的)

第1条 本事業は、いなべ市内における地域交流を目的とする事業および催しに対し、いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する貸出用備品を貸し出すことにより地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 いなべ市内における地域交流を目的とする事業および催し等を主催する次の者（以下「使用者」という。）を対象とする。

- (1)いなべ市内の自治会および自治組織（サロン団体、子ども会など）
- (2)本会会員
- (3)いなべ市ボランティアセンターに登録されているボランティア団体

(貸出用備品)

第3条 貸出を行う備品は別表のとおりとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、7日以内とする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(貸出申込)

第6条 備品の貸出を希望する者は、備品借用申込書兼借用書（様式1）を本会本所窓口に提出する。

- 2 貸出申請は、貸出予定日の90日前から申請することができる。

(備品取扱い)

第7条 使用者は、貸し出される備品を本会職員とともに確認し、借り受けおよび返還することとする。また、借用中は備品を大切に扱い管理するものとする。

- 2 使用者は転貸、交換をしてはならない。

(貸出備品の返還)

第8条 使用者は、当該貸出備品の貸出期間が満了、もしくは使用する理由が消滅した場合、当該貸出備品を速やかに貸出された本会本所窓口に返還するものとする。

2 貸出期間満了後も借用を希望する場合は、当該貸出用備品を本会本所窓口へ一度返却し、再度第6条第1項の手続きを行うものとする。

(禁止事項)

第9条 使用者が貸出備品を使用する際の禁止事項は次のとおりとする。

- (1) いなべ市外での使用
- (2) 申請目的外での使用
- (3) 営利使用

(使用の制限および取消)

第10条 貸出用備品の故障その他やむを得ない事情が生じたときは、貸出を一時中止や使用時間等の制限を行う、若しくは借用を取り消すことができる。

(事故責任)

第11条 使用者が貸出備品を使用するにあたって発生した事故については、使用者が全て責任を負うものとし、本会は一切の責任を負わない。

2 使用者は、貸出用備品を紛失および破損させた場合、実費負担にて修繕もしくは新規購入するものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める

附則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

平成28年3月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成29年9月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

別表

貸出分類	備品名	貸出分類	備品名
教材機器	スピーカー (マイク付)	教材機器	スクリーン
教材機器	プロジェクター	教材機器	DVD・ビデオデッキ
教材機器	DVD プレーヤー	教材機器	コードリール
教材機器	ピンマイク	教材機器	マイクスタンド
教材機器	ポインター	教材機器	PC ロングケーブル
レクリエーション道具	スカイクロス	レクリエーション道具	お手玉
レクリエーション道具	オーバルボール	レクリエーション道具	スカットボール
レクリエーション道具	ドッジビー	レクリエーション道具	ディスクゲッター
レクリエーション道具	ディスクキャッチャー	レクリエーション道具	ゲーゴルゲーム
レクリエーション道具	シャフルボード	レクリエーション道具	バスケットビンゴ
レクリエーション道具	輪投げ	レクリエーション道具	ラダーゲッター
レクリエーション道具	グラウンドゴルフ	レクリエーション道具	チャレンジゴール
レクリエーション道具	ボウリングセット	レクリエーション道具	バグゴ
レクリエーション道具	バランスボール	レクリエーション道具	ビンゴゲーム
レクリエーション道具	すきやきジャンケン	レクリエーション道具	ペタンク
レクリエーション道具	釣りっこゲーム	レクリエーション道具	十二支ビンゴ
レクリエーション道具	しりとりブロックくずし	レクリエーション道具	たこ焼き りばあし
レクリエーション道具	ディスクビンゴ	レクリエーション道具	ゲームレール
レクリエーション道具	ジャンボサイコロ	レクリエーション道具	羽根っこゲーム 干支セトラ